

就学援助制度について

小・中学校に在学・就学予定の保護者の皆様へ

錦江町では、経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、就学援助制度で学用品の購入費や学校給食に係る経費などを支援しています。

○ 認定基準について

以下の基準に該当する場合に就学援助の受給を受けることができます。

- 1 錦江町に住所（住民票上の住所）を有しており、錦江町立の小・中学校に在学または就学予定である児童生徒がいる方
- 2 世帯の状況が以下のいずれかに該当する方
 - ・ 生活保護を受給している
 - ・ 生活保護の停止または廃止となった
 - ・ 町民税が非課税となっている
 - ・ 国民年金保険料が免除または減免されている
 - ・ 児童扶養手当を受給している
 - ・ 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる場合



○ 援助内容・金額等について

費目名	内容	援助金額(年額)		備考
		小学校	中学校	
学用品費等（1学年）	通常必要とする学用品の購入費等	13,230円	25,040円	定額
学用品費等（その他学年）	通常必要とする学用品の購入費等	15,500円	27,310円	定額
新入学児童生徒学用品費	入学にあたり通常必要とする学用品の購入費	54,060円	63,000円	定額
修学旅行費	修学旅行対象者のみ	13,000円	32,000円	定額
学校給食費	学校給食に要した給食費	28,600円	33,000円	定額

※生活保護を受給されている場合、「医療費」「修学旅行費」について援助が行われます。
（その他の費目については、生活保護で支給されます。）

○ 申請等について

- 1 就学援助を希望される場合は、在学する学校が示す提出期限までに申請書等を提出してください。
なお、小学校就学予定者につきましては、新入学学用品費支給を希望する場合、就学を予定する前年度の11月末までに教育委員会に提出してください。
- 2 就学援助の受給対象となるかの審査については、錦江町教育委員会において行い、審査結果については、7月頃に学校を通じてお知らせを行います。
なお、小学校就学予定者の申請結果については、1月頃にお知らせします。
- 3 就学援助の支給については、各学期に行う予定です。

○ 問合せ先

錦江町教育委員会
〒893-2302 肝属郡錦江町城元 963 番地
TEL 0994-22-0517